

男女共同参画基本計画（第5次）改定案【概要】

1 改定の趣旨

現在の第4次計画（令和元年度～令和4年度）が、計画期間の最終年度を迎えたことから、これまでの成果と課題を踏まえながら、より実効性の高い計画に改定する。

2 計画の性格

- 「男女共同参画社会基本法」第14条及び「徳島県男女共同参画推進条例」第8条に基づく「基本計画」
- 「女性活躍推進法」第6条に基づく「都道府県推進計画」

3 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間

4 計画の進捗管理

- 「徳島県男女共同参画会議」及び「働く女性応援ネットワーク会議」において、施策の効果を検証し、進捗状況について毎年公表を行う。
- 県の総合計画と計画期間を一致させ、効果的、効率的なPDCAサイクルを確立する。

計画の特徴

基本
目標

多様な生き方・働き方が実現できる誰もが輝く社会の創造

主
な
改
定
の
視
点

- ①更なる女性活躍に向けた「デジタル人材の育成」「賃金格差への対応」
- ②男性の育児休業取得の推進など家庭・地域における活躍
- ③「生活困窮」や「暴力」など困難を抱える女性を支援する体制整備
- ④多様性を理解・尊重するダイバーシティ社会の実現
- ⑤SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた施策の展開

計
画
体
系

- 「基本方針」に基づく、「主要課題」及び「推進方策」の追加・統合等
（主要課題 12項目 ・ 推進方策 34項目 ）
- ※うち女性活躍推進法に基づく「推進計画」
（主要課題 3項目 ）

第5次計画の体系

基本方針（3項目）

主要課題（12項目）

推進方策（34項目）

女性活躍推進計画※

I あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援

- (1)多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進
- (2)女性のキャリアアップに対する支援、**デジタル人材の育成** (新)
- (3)**男女間賃金格差への対応** (新)
- (4)起業・創業への支援
- (5)女性の参画が少ない分野での活躍促進
- (6)職場におけるハラスメントの防止対策の推進

2 多様な働き方の創出による女性の活躍推進

- (1)テレワークの**一層**の普及など、多様で新しい働き方の創出
- (2)働き方改革の推進

3 仕事と生活の調和を図るために必要な**基盤**の整備

- (1)ワーク・ライフ・バランスの普及・促進
- (2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実
- (3)**男性の育児休業取得等の推進** (新)

4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- (1)政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2)男女共同参画を推進するグローバル人材の養成

II 安全・安心に暮らせる環境づくり

5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1)配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
- (2)**性犯罪・性暴力・AV出演被害**対策の推進・強化及び被害者支援
- (3)**ストーカー行為等**への対策の推進・強化
- (4)加害者の再犯防止に関する取組

6 生活上の困難を抱える女性等への支援

- (1)ひとり親家庭等への支援
- (2)若年者の妊娠等への支援
- (3)**困難な問題を抱える女性に対する支援体制の整備** (新)

7 生涯にわたる健康づくりへの支援

- (1)男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持
- (2)妊娠・出産等に関する健康支援

8 防災・事前復興における**男女共同参画の推進**

- (1)男女共同参画の視点に立った防災・**事前復興**
- (2)男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立

III 地域とともに支え合う社会づくり

9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発

- (1)男女共同参画に関する広報・啓発の推進
- (2)男性にとっての男女共同参画の推進
- (3)総合相談体制の充実・強化

10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- (1)人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実
- (2)子どもにとっての男女共同参画の推進

11 地域社会における男女共同参画の推進

- (1)**地域における男女共同参画の推進**
- (2)地方創生の推進と男女共同参画
- (3)**環境保全への寄与**

12 **誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現**

- (1)高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる**社会づくり**
- (2)多様な人権尊重

総合的な推進体制の整備

- (1)県の推進体制の充実
- (2)男女共同参画**総合支援**センター「ときわプラザ」を核とした男女共同参画の推進
- (3)県民、事業者、市町村、NPO等との連携
- (4)施策に関する申出の処理の円滑化

※主要課題1、2、3については「女性活躍推進法」に基づく「推進計画」として位置づける。